

大阪市告示第1756号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある道路を、2年以内にその事業が執行される予定のものとして指定した。なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月25日

大阪市長 横山英幸

指定年月日

令和6年12月16日

名称	指定区間		道路幅員	道路延長
	起点	終点		
都市計画道路 三国東1号線	淀川区西三国 四丁目302番	淀川区西三国 三丁目301番	16.00 m	58.00 m
都市計画道路 西三国木川線	淀川区西三国 二丁目125番4	淀川区西三国 二丁目193番	25.00 m	125.00 m
三国東地区 区画道路16号線	淀川区西三国 二丁目265番	淀川区西三国 二丁目266番	4.00 m	16.00 m
三国東地区 区画道路12-2号線	淀川区西三国 一丁目326番1	淀川区西三国 一丁目322番18	4.00 m	78.00 m

(計画調整局建築指導部建築企画課)